

平成二十三年六月二十九日提出
質問第二八四号

シーシェパードによる日本の調査捕鯨船への妨害行為に関する第三回質問主意書

提出者 馳 浩

シーシェパードによる日本の調査捕鯨船への妨害行為に関する第三回質問主意書

前回質問主意書に対する政府答弁書の内容を踏まえ、以下の事項について質問する。

- 一 前回質問主意書の二に対する答弁書にて、「調査捕鯨船に乗船した海上保安官の態勢及び海上保安官の乗船による効果については、今後の調査捕鯨船団及びその乗組員の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい」と答弁を受けたが、海上保安官が調査捕鯨船に乗船したことにより、シーシェパードの妨害行為に対し、一定の抑止力を発揮することが出来たとお考えか、見解を示されたい。

- 二 一に関連して、乗船した保安官の態勢や乗船の効果を公表することで、乗組員の安全面にどのようなスクを及ぼすと認識しているか、明らかにされたい。

- 三 前回質問主意書の四に対する答弁書にて、シーシェパードによる妨害行為は海賊対処法に規定する海賊行為にはあたらないと認識を示された。前々回質問主意書の答弁書では、公海上での妨害行為を取り締まる法整備は困難と、政府の認識を示されたことも踏まえると、シーシェパードの妨害行為に対し、何も対処することは出来ず、逃げることでしか対抗出来ないのではないか。これで乗組員の安全を守ることが出

来るとお考えなのか。他に検討されている対抗措置があれば示されたい。

四 東日本大震災によって、南極海での調査捕鯨へどのような影響が出ると想定されているか。今年度もこれまで通りの活動を行うことは出来るとお考えか、見解を示されたい。

五 東北地方の被災地において、シーシェパードスタッフが震災以降再び地域を訪れ、漁業施設を撮影するなどの活動を再開させていることが報道により明らかにされた。被災地でのシーシェパードのこのような活動は、復興の妨げになると危惧する声もあるが、政府の把握する現状と認識について示されたい。

右質問する。